

令和8年度下期群馬県 TikTok 用コンテンツ制作等業務仕様書

1 業務の名称

令和8年度下期群馬県 TikTok 用コンテンツ制作等業務

2 委託業務の目的

TikTok 等で活躍するクリエイターを活用した群馬県の魅力を発信するショート動画（以下、「動画」という。）を制作することで、若年層に向けた群馬県の話題性の獲得及び知名度向上、群馬県への移住促進を図るとともに、県民幸福度の向上を目指す。

3 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務内容

(1) TikTok 用ショート動画コンテンツの制作

- ・ TikTok 用ショート動画コンテンツとして、縦型（9：16）の動画を合計 18 本以上制作すること。
なお、制作する動画は以下の2つのテーマに沿って制作すること。

○企画動画①「観光地としての魅力を発信する PR ショート動画」

- ・ 動画の訴求対象は「日常的に TikTok を視聴する 10 代から 20 代」とし、話題性の獲得及び知名度向上に繋がる企画を 16 本以上提案すること。
- ・ 撮影候補地について制限はないが、群馬県内全域を幅広く取り扱うことが望ましい。ただし、企画及び起用クリエイターの特徴を勘案し、明確な意図・企画テーマをもって特定の地域を重点的に取り扱うことを妨げない。
- ・ 観光スポット、グルメ、アクティビティなど群馬県の多彩な魅力を取り上げること。
- ・ 訴求対象に対して影響力が高いクリエイターを 3 組以上起用すること。なお、企画動画②と同じクリエイターを起用することを妨げない。

○企画動画②「移住先としての魅力を発信する PR ショート動画」

- ・ 動画の訴求対象は「首都圏在住の 20 代から 30 代女性」とし、移住先としての話題性の獲得及び魅力度向上に繋がる企画を 2 本以上提案すること。
 - ・ 県内の都市機能が集積する市街地エリアを 2 か所選定し、そこでの生活スタイルを題材にすること。
 - ・ 首都圏在住者に向け、群馬県における生活利便性の高さや首都圏へのアクセスの良さなど、移住先としての魅力が伝わる内容とすること。
 - ・ 首都圏在住者の視点から、群馬県での生活を疑似体験する内容や、首都圏と群馬県の暮らしを比較する内容など、視聴者が群馬県での暮らしを具体的に想像できる企画を提案すること。
 - ・ 訴求対象に対して影響力が高いことに加え、共感を得やすいクリエイターを 2 組以上起用すること。なお、企画動画①と同じクリエイターを起用することを妨げない。
- ・ 制作した動画は、群馬県の公式 TikTok アカUNT「tsulunots」のほか、群馬県の公式 YouTube アカUNTにて公開する。

- ・制作する動画の企画書を事前に提出し、群馬県と内容について調整を行うこと。
- ・企画書には企画のテーマ（ねらい）、撮影候補地、起用クリエイター等制作する動画の詳細を記載すること。
- ・企画及び制作する動画に対し、公序良俗に反する内容でないか、コンプライアンスが遵守されているか確認する体制を整備すること。
- ・群馬県職員の内製では到底作りえない、高クオリティ・独創的な企画を含めること。
- ・撮影には可能な限り群馬県が同行できるよう調整を行うこと。群馬県が同行して撮影した動画を編集してTikTok等で公開することがあるため、起用クリエイターに対し、事前に承諾を得ること。
- ・本事業で制作した動画を群馬県が投稿した際には、当該動画に出演したクリエイターのSNSアカウントにおいて再投稿や周知をするなど、クリエイターごとに1回以上情報発信を行うこと。なお、クリエイターTikTokアカウントでの再投稿が望ましい。
- ・群馬県が保有する他のTikTokアカウント（@gunmachan_official、@gunma_snifferdogs、@gunma_governor_yi等）と差別化を図るため、各アカウントで配信することが適すると考えられる内容は提案しないこと。

（２）目標再生回数及び広報戦略の設定

- ・令和9年3月19日（金）までのTikTokアカウント「tsulunos」における制作動画の総再生回数は、200万回を下限とする。
- ・期日までに目標を達成するよう、必要な措置を講じること。
- ・令和9年3月19日（金）時点での総再生回数が目標数値を下回った場合には、総再生回数に応じて委託金額を減額する。
※減額の詳細は、参加申込書の提出者あてに参加申込締切り後に別途提供する。
- ・目標総再生回数の達成のため動画広告の出稿を妨げないが、オーガニック（自然流入）による数値の獲得のための工夫をすること。

（３）月次報告・アナリティクスの分析

- ・制作・投稿した動画に係るアナリティクス分析結果、動画制作企画、今後の計画等、群馬県に月次報告すること。

（４）その他

- ・動画の制作に伴う「出演者及び所属事務所との調整」や「撮影許可取得等の連絡調整、費用の支払い」等の一切の業務を実施すること。
- ・撮影に当たり、環境音やノイズが入らないよう十分な音響機材を使用するとともに、カメラについても十分な機材を用意すること。
- ・動画の公開スケジュールについては、群馬県と受託者の協議により決定するが、ひと月当たり4～6本の投稿を想定している。
- ・動画は各動画の公開日の3日前までに完成版を納品すること。
- ・事業実施スケジュールを提示すること。

５ 事業スケジュール（予定）

- ① 撮影に当たって必要な事項の調整：令和8年9月上旬以降随時
- ② 撮影・編集：令和8年9月下旬以降随時
- ③ 群馬県への動画納品：令和8年10月下旬以降随時

6 成果物一覧

成果物	納品時期・方法
動画データ	・電子データを提出
月次報告書	・電子データを提出
業務完了報告書	・令和9年3月末までに投稿した動画に係る実績について、電子データを提出

7 留意事項

- (1) 企画立案及び動画制作に当たり、各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 制作した動画は、期限を定めず視聴が可能な状態とすること。なお、期限を設ける必要がある場合は、その旨企画提案書に明記すること。
- (4) 動画の制作に当たり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

8 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

9 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

10 その他

- ・ 業務を効果的に推進するため、業務を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、群馬県にあらかじめ協議の上、書面で報告するものとする。ただし、業務の一括再委託は禁止とする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
- ・ 本事業を進める際は、群馬県と十分な協議を行うものとする。
- ・ 本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- ・ 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・ 災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- ・ 本業務により受託者が創作した著作物に関する著作権（著作財産権）は、原則納品時に群馬県に譲渡されるものとする。
※詳細は、優先交渉者決定後、別途調整する。